発議第７号

公共施設台帳等の適正な管理を求める決議

標記について、高山市議会会議規則（昭和４２年高山市議会規則第１号）第１４条の規定に基づき提出する。

平成２９年９月２８日提出

提出者　高山市議会議員　倉　田　博　之

賛成者　高山市議会議員　牛　丸　尋　幸
水　門　義　昭
渡　辺　甚　一
山　腰　恵　一
榎　　　隆　司

公共施設台帳等の適正な管理を求める決議

自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大するなか、二元代表制の一翼を担う議会は、条例や予算等の重要事項の決定について市民から負託された機関であることから、その議決責任を深く認識し、合議体としての役割を果たすことを基本理念としている。

このようななかで、公共施設台帳等の誤りから議会に提出された議案の内容を訂正するといった事案があったことは、議案の信頼性をも失わせるものである。

現在、市では、公共施設のあり方について検討を行い、総合的かつ計画的に公共施設を管理するため「高山市公共施設等総合管理計画」の策定をすすめており、平成の大合併により多くを保有することとなった公共施設について、その現状を適正に把握することが不可欠である。

よって、市長におかれては、市民の大切な財産である公共施設について、その基となる台帳等の適正な管理を徹底するよう求める。

以上、決議する。

平成２９年９月２８日

高　山　市　議　会